

あり、一刀をさして水に入、死蛇に繩をつけて引あげしより、後世に至りて此里の盲人は、一刀を  
帶すと云へり、二三十年前、彼社の大楠一枝折れしに、其木の中に大の雁股なる矢の根あり、凡股  
の一方八九寸計りもありて、中子ふとく尺餘も有なんと見し神人の傳へし、爲朝の矢を楠に射  
とめられしといふは、正しく是なるべしとて、祠に藏したりとなん、其時見侍りし長崎の人人物  
語せしかば、便りにこゝに筆す。

〔瞽幻書〕寺社御奉行松平和泉守殿江指出候書付之寫

延寶貳寅年、地神經之山に入る時、於江戸、香坂殿願口上書、金山坊返答書、并岩船殿香坂殿并  
遣答付紙、從御公儀被仰渡之書付之寫、香坂口上之覺。

一西國筋取分九州ニ多罷在候、竈祓の盲目、是を地神經座頭とも申、又は三座頭上座頭とも申候、  
讀部經、地神經と申候得共、ほきにふしを付、琵琶に乗竈を拂申候、裝束は直垂の様成ものに紋  
所を付著用仕候、中にも頭分の者は、十徳の様成者を著用仕候、又國官途と申候て、其國其所に  
て乍居おのれ／＼が類參加はり、官途仕候事。

一右の盲目共、根本は此方仲ヶ間より出たるものとは聞へ候得共、寔と仕たる證文無御座候故、  
古今其分にて差置申候、乍去寛永十九年、肥前の國に於て、彼者共奢候、仍而御方仲ヶ間の者と  
異論を起し、公事に及び候所、彼者共非儀に落申候に付、其所之檢校山野下知を以、地神經の頭  
分、金剛院并中持と申盲目兩人、死罪に申付候得共、何の宗門より、何の斷も無御座候得共、又寛  
文年中に周防長門にて、かの盲目共、此方仲ヶ間の禮を以往來可仕由、何用違亂申に付、奉行被  
申候者、其方にも慥成系圖候哉、出候得と被申付候得共、系圖に似たる物も無御座候に付、右之  
違亂申棟梁を、大膳殿御領分の島江御流候に付、殘る者共皆此方仲ヶ間の下知に隨ひ申候、此  
節も何方よりも何斷も無御座候、然ども他門にあらざる處、分明に御座候歟、